

8 ホテル等の客室

【基本的な考え方】

宿泊機能を持つ施設にあっては、車椅子使用者、聴覚障害者や視覚障害者の利用に配慮した客室を設置する必要があります。

◇ 車椅子使用者利用客室の整備

車椅子使用者は、狭い幅員の通路の通行や狭いスペースでの設備の利用が困難な場合があるため、利用のための十分なスペースの確保が必要です。また、座位で動くことにより視点が低く、手の届く範囲に限りがあるため、利用する設備の高さに配慮が必要です。さらに、足下にスペースがなければ、十分に物に近づくことができないため、足元スペースの確保が必要です。

◇ 聴覚・視覚障害者への配慮

聴覚障害者や視覚障害者は、音声や文字による情報入手が困難な場合があるため、客の来訪や非常時の情報を点灯等や音声により知らせる装置や、点灯等により押したことが視認できる非常ボタンの設ける必要があります。また、視覚障害者は、文字を読むことが困難な場合があるため、洗浄装置、非常ボタンの点字、浮き彫り文字の併用等による表記などが望まれます。

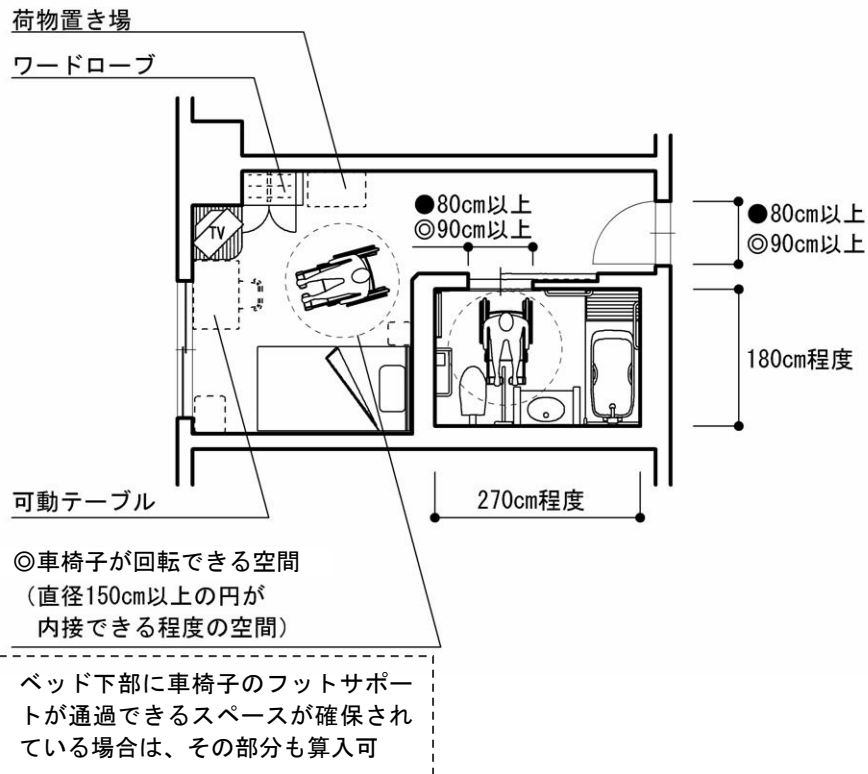
整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の8）			
車椅子使用者 利用客室	(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子使用者利用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。		
便所及び浴室等までの経路の有効幅員	ア 客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあつては、100センチメートル）以上であること。		
ベッドまでの経路の有効幅員	イ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。		
車椅子の転回	ウ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。		
便所	エ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。オにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 出入口は、7の(2)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。 (イ) 7の(3)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ウ) 便房は、7の(4)のイからオまでに掲げるものであつて、便房の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。 (エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。	●	PⅢ-34 参照 PⅢ-34 参照 PⅢ-38 参照
浴室等	オ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。		図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2 PⅢ-8 参照

	(イ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。	図Ⅲ-8-2
	(ロ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
	(ハ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40cm から 45cm までを標準とした出入りしやすい高さであること。	
聴覚・視覚障害者に配慮した客室	(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を 1 以上設けること。	
一般客室までの経路	(3) ホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業又は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。（3）及び（4）において同じ。）にあつては、車椅子利用者利用客室以外の客室（（3）及び（4）において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとする。	
段又は階段の禁止	ア 次に掲げる経路のうちそれぞれ 1 以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、5 の（2）に規定する傾斜路、6 の（1）に規定するエレベーター又は特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
	(7) 道等から一般客室までの経路	
	(イ) ホテル等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者利用駐車施設から一般客室までの経路	
敷地内の通路	イ アの（7）に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの（7）中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。	
一般客室	(4) ホテル等にあつては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあつては、ア、カの（ウ）並びにキの（ウ）及び（エ）に掲げるもの）とすること。	
出入口の有効幅員	ア 客室の出入口の幅は、80 センチメートル以上であること。	図Ⅲ-8-7～ 10
段又は階段の禁止	イ 客室内（次の（7）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（7）から（ウ）までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、ホテル等の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。	
	(7) 一の客室内に複数の階がある場合 当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分	
	(イ) 勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分	
	(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分	
便所及び浴室等までの経路の有効幅員	ウ 客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ 1 以上の経路の幅は、80 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角 90 度以内に屈曲する箇所にあつては、100 センチメートル）以上であること。ただし、床面積が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、19 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。	図Ⅲ-8-7～ 10
ベッドまでの経路の有効幅員	エ 客室内にベッドを置く場合にあつては、客室の出入口から 1 以上のベッドの長辺の側まで（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、22 平方メートル）未満の場合にあつては、1 以上のベッドまで）の 1 以上の経路の幅は、80 センチメートル以上であること。ただし、床面積が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあつては、19 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。	図Ⅲ-8-7～ 10

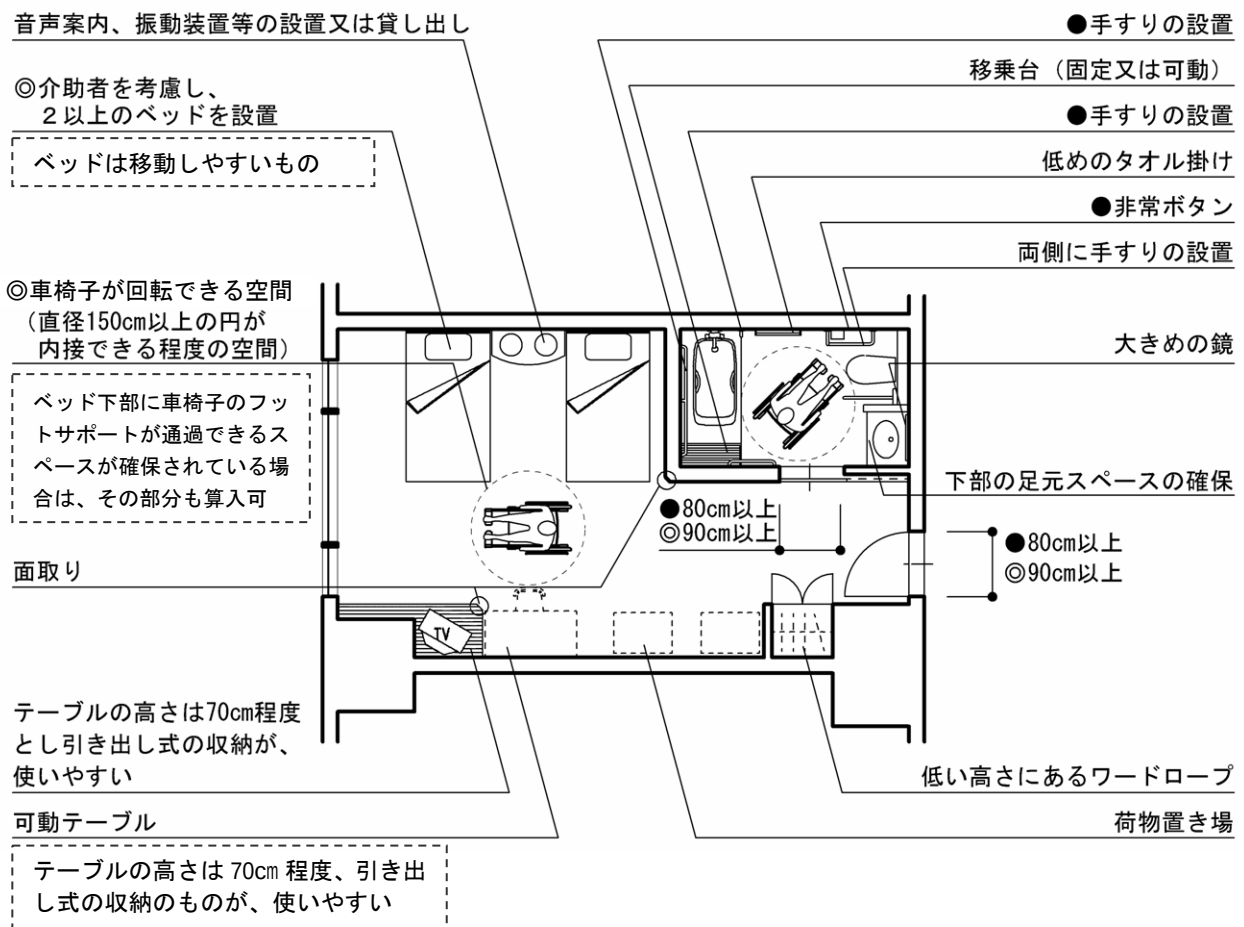
車椅子の転回	オ 客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。	図Ⅲ-8-7 図Ⅲ-8-9
便所	カ 客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を 1 以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合にあっては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	図Ⅲ-8-7～10 図Ⅲ-8-7 図Ⅲ-8-9
浴室等	キ 客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を 1 以上設けること。 (7) 出入口の幅は、75 センチメートル（床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合にあっては、70 センチメートル）以上であること。 (イ) 車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が 18 平方メートル（2 以上のベッドを置く客室にあっては、22 平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (I) 適切な位置に手すりを設けるものであること。	図Ⅲ-8-7～10 図Ⅲ-8-7 図Ⅲ-8-9 図Ⅲ-8-7～10

推奨事項		備考
施設整備		
車椅子利用者利用客室	車椅子利用者利用客室は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
設置数	・ 車椅子利用者利用客室の数は、客室の総数が 200 以下の場合は当該客室の総数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、客室の総数が 200 を超える場合は当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上であること。	
出入口の有効幅員	・ 出入口の幅は、90cm 以上であること。	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
出入口の戸の構造	・ 出入口の戸の構造は引戸であること。	
十分な空間の確保	・ 出入口の前後に、車椅子使用者が戸の開閉が容易にできるよう、十分な空間が確保されているものであること。 ・ 出入口及びベッドの付近に、車椅子使用者が回転できるよう、直径 150cm 以上の円が内接できる空間を設けるものであること。	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
便所及び浴室等の出入口の有効幅員	・ 便所の出入口の幅は、車椅子使用者が通過しやすいよう、90cm 以上であること。	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
便所及び浴室等の出入口の構造	・ 出入口の構造は引戸であること。	
浴室内部非常ボタンの位置	・ 浴室内部の非常ボタンは、洗い場及び浴槽で転倒した場合を考慮した位置に設置するものであること。	
その他	・ コンセント、スイッチその他の設備は、車椅子使用者の利用に配慮した高さに設けるものであること。 ・ 床仕上げを絨毯とする場合は車椅子使用者に配慮し、短毛とすること。 ・ 床巾木は高さ 30cm 程度とすること	図Ⅲ-8-5

聴覚・視覚障害者に配慮した客室	聴覚・視覚障害者に配慮した客室は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
部屋番号の表示	・ 出入口の戸に部屋番号等を表示し、かつ、その内容を視覚障害者に示すため、点字、浮き彫り文字の併用等によって表示するものであること。	図Ⅲ-8-3
非常ボタンの仕様等	・ ベッド付近、便所内、浴室等に、次に掲げる非常ボタンを設けるものであること。 (ア) 点灯等により押したことが確認できるものであること。 (イ) 点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 (ウ) 浴室内に設ける非常ボタンは、洗い場及び浴槽で転倒した場合を考慮した位置に設けるものであること。	
一般客室	一般客室は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
部屋番号の表示	・ 出入口の戸に部屋番号等を表示し、かつ、その内容を視覚障害者に示すため、点字、浮き彫り文字の併用等によって表示するものであること。	図Ⅲ-8-3
出入口の有効幅員	・ 出入口の幅は、90cm 以上であること。	図Ⅲ-8-7～10
出入口の構造	・ 客室出入り口の戸は引戸とすること。	
便所及び浴室等の出入口の有効幅員	・ 出入口の幅は、80cm 以上であること。	図Ⅲ-8-7～10
便所及び浴室等の出入口の構造	・ 便所及び浴室等の出入口は、引戸とすること。	
その他	・ コンセント、スイッチその他の設備は、車椅子使用者の利用に配慮した高さに設けるものであること。 ・ 床仕上げを絨毯とする場合は車椅子使用者に配慮し、短毛とすること。 ・ 床巾木は高さ 30cm 程度とすること。	図Ⅲ-8-5
管理運営		
車椅子使用者利用客室	・ 介助者を考慮してベッドは2以上設けること。	図Ⅲ-8-2
	・ ベッドの下部は、車椅子のフットレストが入るものとする。	図Ⅲ-8-4
	・ ベッドのヘッドボードは、高さがマットレス上面より 30cm 以内とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とすること。	図Ⅲ-8-4
	・ 照明は、ベッドの上からでも操作できるものとする。	
	・ 非常灯は、枕元から手の届く位置に設けること。	
聴覚障害者等に配慮した客室	・ 客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障害者に配慮し、文字放送に対応できるものとする。	
	・ 睡眠時に客の来訪を振動により知らせるための機器を設けるものとする。	
	・ 電話やファクシミリは、聴覚障害者の利用に配慮し、光が点滅するなど、着信が視覚的に分かるものとする。	図Ⅲ-8-6
他の障害者に配慮した客室	・ 給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。	
	・ 喉頭摘出により気管孔で呼吸する者に配慮し、室内湿度調整機器を設けること。	

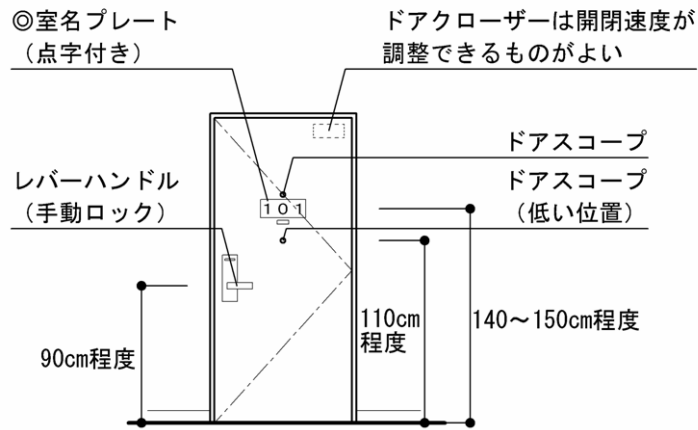


図Ⅲ-8-1 シングルルームの例

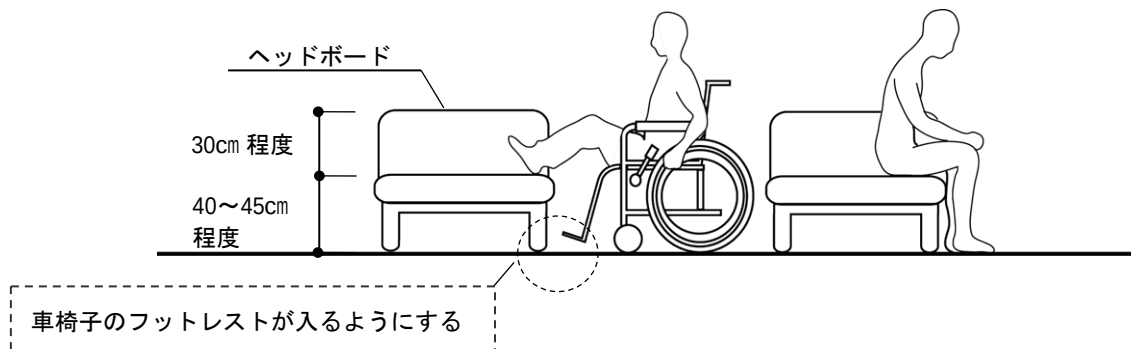


図Ⅲ-8-2 ツインルームの例

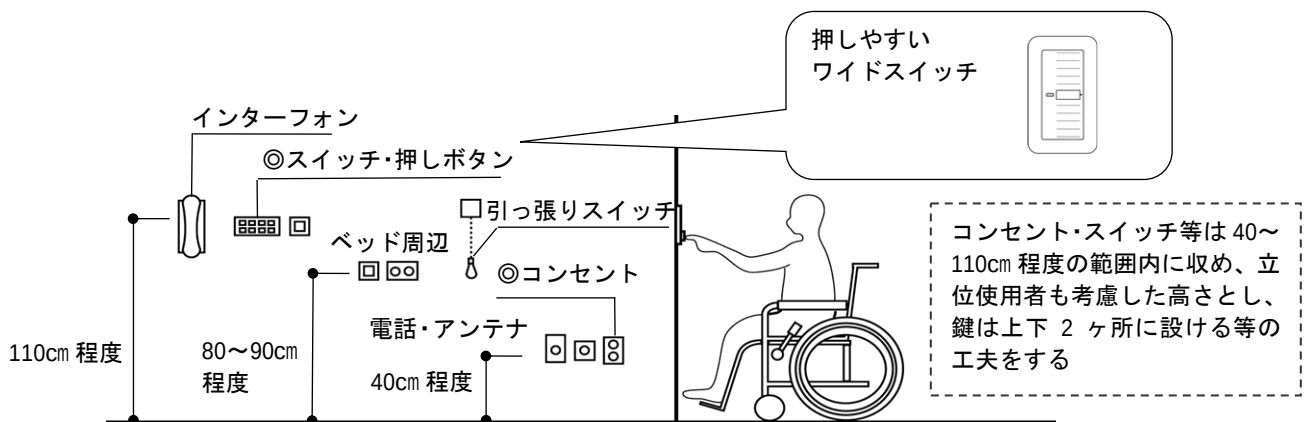
- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



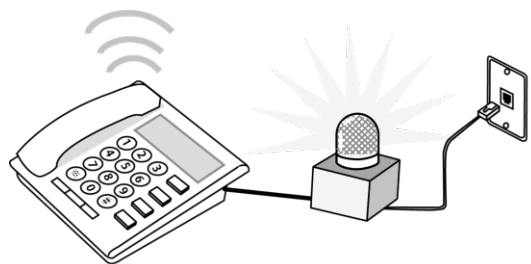
図Ⅲ-8-3 障害者に配慮した客室ドアの例



図Ⅲ-8-4 ベッドの高さ

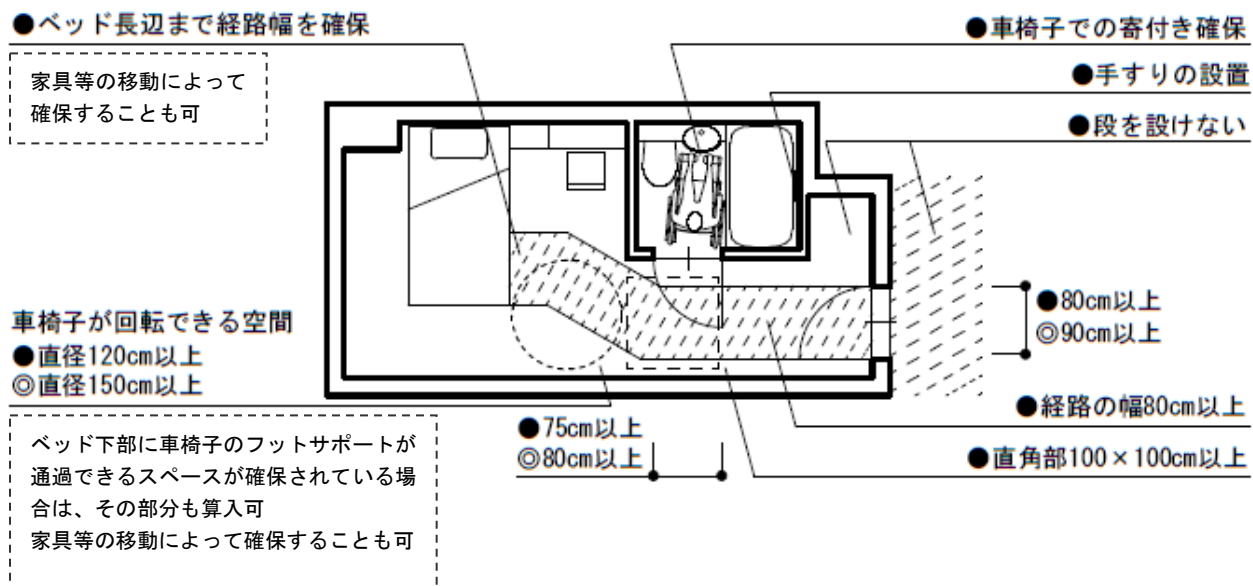


図Ⅲ-8-5 コンセント・スイッチの高さ

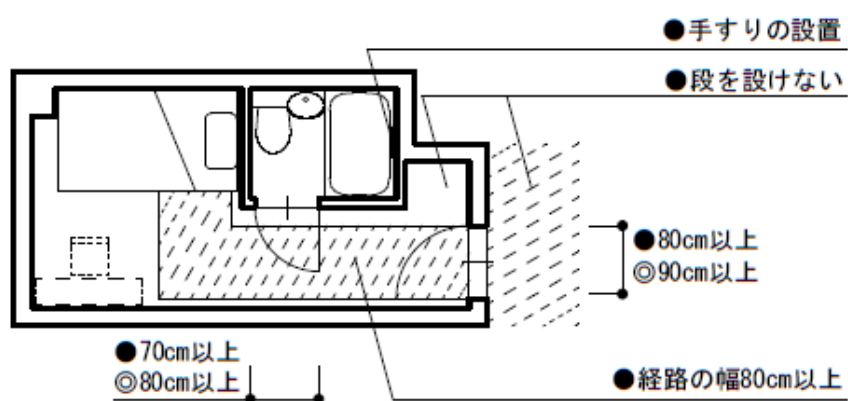


図Ⅲ-8-6 着信が視覚的に分かる電話機

- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項

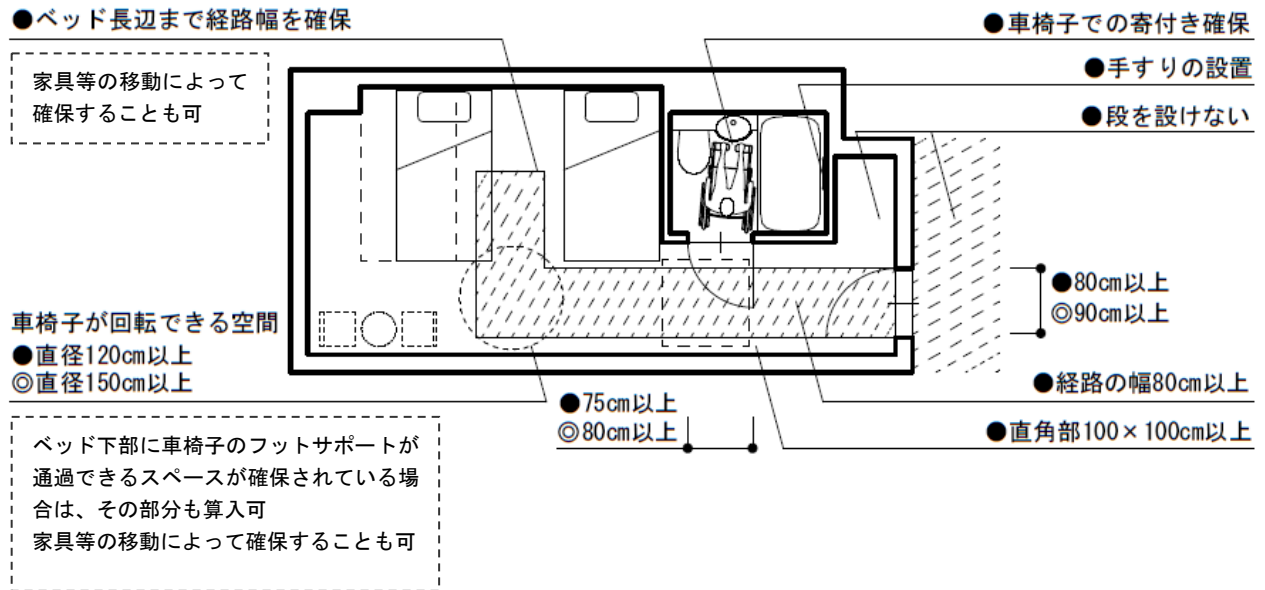


図Ⅲ-8-7 シングルルーム（18 m²以上）の例

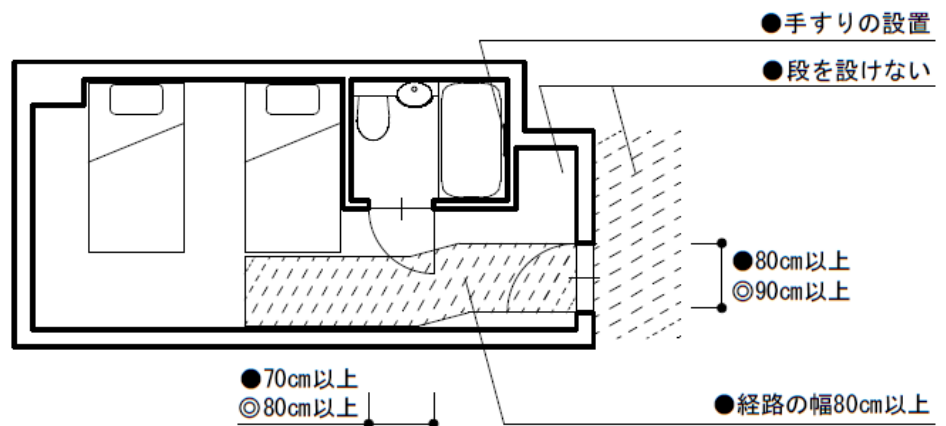


図Ⅲ-8-8 シングルルーム（18 m²未満）の例

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



図Ⅲ-8-9 ツインルーム（22 m²以上）の例



図Ⅲ-8-10 ツインルーム（22 m²未満）の例

- ：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項